

## 和歌山県監査公表第30号

令和5年9月7日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年11月10日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 和歌山県消防学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 高層訓練棟台車修繕業務契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等に基づき、適正な事務処理に努めるよう、関係職員に周知徹底した。

### 2 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 LPガス供給設備ペーパーライザー分解点検業務の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 今後このようなことのないよう、適正な事務処理について、関係職員に周知徹底した。

### 3 和歌山県立図書館

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 資料運送業務に係る簡易公開調達によらない単価契約の決裁について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。 (2) 昨年度に引き続き、収入調定において、納期限の指定を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 簡易公開調達によらない単価契約の決裁に際しては、出納機関への合議区分の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。

### 4 和歌山県立博物館

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 旅行命令簿において、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発夜間帰着の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったため、適正に処理されたい。 (2) 常設展示映像解説装置保守点検業務について、仕様書に定める定期点検報告書が受理されていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 今後このようなことのないよう、旅行命令の内容確認を複数人で行うよう改めるとともに、早朝出発夜間帰着の条件を職員に周知徹底した。 (2) 今後このようなことのないよう、仕様書に基づき定期点検報告書を提出するよう、受託業者に求めることとするとともに、定期点検の際には報告書の受理が必要となることを関係職員に周知徹底した。

### 5 和歌山県立紀伊風土記の丘

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>昨年度に引き続き、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託契約書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2に定める事項の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2の規定に基づき、適正に処理するよう、改めて関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>源泉徴収した所得税の納付が複数回、遅延している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、所得税の源泉徴収を行う際には、納付事務手続を完了するまで複数人による確認を行うこととするとともに、歳入歳出外現金受入票兼受入状況一覧表（事後受入）を常に確認し、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

7 和歌山県立和歌山商業高等学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づき使用料を改めて算定し、行政財産使用許可の変更を行った上で、過誤納金を返還した。</p> <p>今後このようなことのないよう、行政財産使用許可について、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県立和歌山盲学校

監査実施年月日 令和5年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 昨年度に引き続き、消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の印を押印していない事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 契約業務等に関する起案、支出負担行為票及び支出票等への決裁日等の記載が漏れている事例が多数確認されたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消耗品の納品時には、納品書に受付印及び担当者の印を直ちに押印するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 決裁日の記載漏れについては、決裁完了時に必ず日付を記入するなど、適正に処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>